

周南市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市都市公園条例の一部を改正する条例

周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（公園の使用料の納付）

第21条 公園の使用料については、公園の使用許可の際に前納しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる。

第22条中「その許可の際に前納しなければならない。」を「その許可をした日から利用する日までに納付しなければならない。」に改める。

別表第3の（1）の表中

「

公衆電話所	1年
郵便差出箱	1年

」

を

「

公衆電話所	1個
郵便差出箱	1個

」

に、

「

金額
1,000円
1,600円
2,200円
930円
1,500円
2,100円
1,400円
1,400円
10円
5円
1,400円
1,400円
190円
1,400円
600円
44円
440円
140円
495円

」

を

「

金額 (円)
360
550
740

320
510
700
640
640
3
2
640
640
190
640
270
44
440
140
495

」

に改める。

別表第3の(2)の表中

「

金額
66円
660円
110円
220円
11円
7円

」

を

「

金額 (円)
66
660
110
220
11
7

」

に改める。

別表第4の(1)及び(2)並びに(4)から(8)までの表の備考中「30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは」を「30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市都市公園条例別表第3の規定は、平成28年4月1日以後の公園又は公園施設に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市都市公園条例新旧対照表

現行				改正案			
<p><u>(公園の使用料の納付)</u></p> <p>第21条 <u>公園の使用料については、公園の使用の許可期間が3月を超えない場合においては、その許可の際前納しなければならない。</u></p> <p>2 <u>公園の使用の期間が3月を超える場合においては、前項の規定によるほか、市長が定める方法によって使用料を納付することができる。</u></p> <p>(有料公園施設の利用に係る使用料の納付)</p> <p>第22条 <u>有料公園施設の利用に係る使用料については、その許可の際に前納しなければならない。ただし、市長が定める他の方法で、当該有料公園の使用許可を受けたとみなす場合には、市長が定める方法によって納付することができる。</u></p> <p>別表第3 (第13条関係)</p> <p>(1) <u>公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料</u></p>				<p><u>(公園の使用料の納付)</u></p> <p>第21条 <u>公園の使用料については、公園の使用許可の際に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる。</u></p> <p>(有料公園施設の利用に係る使用料の納付)</p> <p>第22条 <u>有料公園施設の利用に係る使用料については、その許可をした日から利用する日までに納付しなければならない。ただし、市長が定める他の方法で、当該有料公園の使用許可を受けたとみなす場合には、市長が定める方法によって納付することができる。</u></p> <p>別表第3 (第13条関係)</p> <p>(1) <u>公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料</u></p>			
占有物件又は設置しようとする公	単位	期間	金額	占有物件又は設置しようとする公	単位	期間	金額 (円)

現行					改正案				
園施設の名称若しくは種類					園施設の名称若しくは種類				
第1種電柱		1本	1年	1,000円	第1種電柱		1本	1年	360
第2種電柱		1本	1年	1,600円	第2種電柱		1本	1年	550
第3種電柱		1本	1年	2,200円	第3種電柱		1本	1年	740
第1種電話柱		1本	1年	930円	第1種電話柱		1本	1年	320
第2種電話柱		1本	1年	1,500円	第2種電話柱		1本	1年	510
第3種電話柱		1本	1年	2,100円	第3種電話柱		1本	1年	700
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱		1本	1年	1,400円	電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱		1本	1年	640
その他のもの		1平方メートル	1年	1,400円	その他のもの		1平方メートル	1年	640
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1年	10円	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1年	3
地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	1年	5円	地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	1年	2
変圧塔その他これに類するもの		1個	1年	1,400円	変圧塔その他これに類するもの		1個	1年	640
鉄塔その他これに類するもの		1平方メートル	1年	1,400円	鉄塔その他これに類するもの		1平方メートル	1年	640
法第7条第2号に掲げるもの		1平方メートル	1年	190円	法第7条第2号に掲げるもの		1平方メートル	1年	190
法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1年	1年	1,400円	法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	640
	郵便差出箱	1年	1年	600円		郵便差出箱	1個	1年	270
法第7条第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	44円	法第7条第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	44

現行				改正案			
令第12条第7号又第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	440円	令第12条第7号又第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	440
令第12条第9号に掲げるもの	1平方メートル	1月	140円	令第12条第9号に掲げるもの	1平方メートル	1月	140
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	495円	パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	495
備考 1～10 (略)				備考 1～10 (略)			
(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料				(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料			
行為	単位	金額		行為	単位	金額 (円)	
物品の販売、募金その他これに類する行為	1平方メートル 1日につき	66円		物品の販売、募金その他これに類する行為	1平方メートル 1日につき	66	
営業を目的とする写真の撮影	常時	写真機1台1月 につき	660円	営業を目的とする写真の撮影	常時	写真機1台1月 につき	660
	臨時	写真機1台1日 につき	110円		臨時	写真機1台1日 につき	110
営業を目的とする映画の撮影	1時間につき	220円		営業を目的とする映画の撮影	1時間につき	220	
興行	1平方メートル 1日につき	11円		興行	1平方メートル 1日につき	11	

現行			改正案		
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為	1 平方メートル 1 日につき	7 円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為	1 平方メートル 1 日につき	7
備考 1 ～ 7 (略) (3) (略)			備考 1 ～ 7 (略) (3) (略)		
別表第 4 (第 14 条関係)			別表第 4 (第 14 条関係)		
有料公園施設のうち、その設置及び管理等についての事項をこの条例で定めるものを利用する場合の使用料			有料公園施設のうち、その設置及び管理等についての事項をこの条例で定めるものを利用する場合の使用料		
(1) 二葉屋開作公園テニスコート専用使用料			(1) 二葉屋開作公園テニスコート専用使用料		
(略)			(略)		
備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、 <u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>			備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、 <u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>		
(2) 華西公園夜間照明専用使用料			(2) 華西公園夜間照明専用使用料		
(略)			(略)		

現行	改正案
<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 熊毛中央公園運動場、勝間ふれあい公園運動場、三丘徳修公園運動場及び高水近隣公園運動場の専用使用料</p>	<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 熊毛中央公園運動場、勝間ふれあい公園運動場、三丘徳修公園運動場及び高水近隣公園運動場の専用使用料</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 熊毛中央公園運動場夜間照明専用使用料</p>	<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 熊毛中央公園運動場夜間照明専用使用料</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(6) 熊毛中央公園テニスコート及び高水近隣公園テニスコートの専用使用料</p>	<p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(6) 熊毛中央公園テニスコート及び高水近隣公園テニスコートの専用使用料</p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(7) 熊毛中央公園テニスコート夜間照明及び勝間ふれあい公園テニスコート夜間照明の専用使用料</p>	<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(7) 熊毛中央公園テニスコート夜間照明及び勝間ふれあい公園テニスコート夜間照明の専用使用料</p>
<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(8) 勝間ふれあい公園テニスコート及び三丘徳修公園テニスコートの専用使用料</p>	<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(8) 勝間ふれあい公園テニスコート及び三丘徳修公園テニスコートの専用使用料</p>
<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分未満は1時間の半額、30分以上1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>備考 使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、<u>30分以内は1時間の半額、30分を超え1時間までは1時間の額</u>とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(9) (略)</p>